資料２

公立病院改革ガイドラインに係る「ネットワーク化」の検討について

１　概　要

各公立病院の公立病院改革プラン策定に際して、保健医療計画との整合を図りつつ、地域・診療圏ごとの重点化・集約化を踏まえたネットワーク等について、２次保健医療圏域ごと等に検討・調整を行う。

２　ネットワーク化の趣旨と協議の位置づけ

地域において必要な医療提供体制の安定的・継続的な確保をはかるため、各病院設置自治体の主体的な参画に基づき検討を行う場とする。

３　検討のテーマ

主として、医療の原点であり、すべての住民が生命保持の最終的な拠り所としている根元的医療と位置づけられる「救急医療」をテーマとして検討

４　ネットワーク化の検討に係る３つの視点

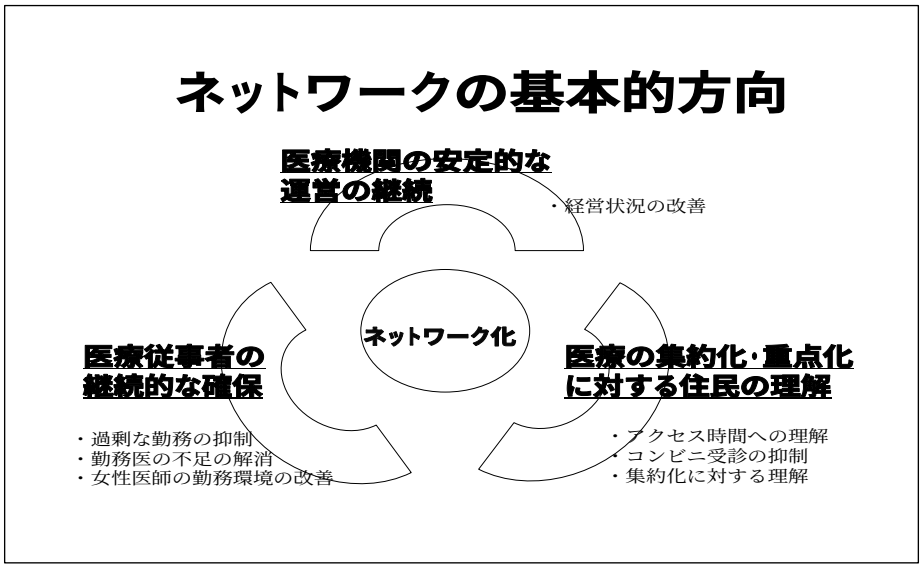

５　検討の方向性

兵庫県保健医療計画（H20.4.1 改定）との整合性を図る。

○　医療機能の重点化・集約化、医療機関の機能分担と連携

※各圏域の医療機能・・・・・・・・第２部　各論
　各圏域の現状、課題と推進方策・・第３部　圏域重点推進方策

６　基本的な考え方

１　保健医療計画との整合を図ること（政策的に確保が必要な救急分野を中心に検討）
２　地域で２４時間３６５日対応が可能な救急機能の確保を目指すこと
３　医師等医療従事者の継続的な確保を目指すこと
４　持続可能な病院運営を目指したものであること
５　地域全体で医療確保を支え合うために、住民に検討結果の理解を求めること

7　ネットワーク化の検討の進め方

(1) 検討体制

圏域ごと等に各公立病院設置者が共同して、ネットワーク化についての検討を行い、県は事務局の一部として県民局とともにその調整を行う。

※ 既存の地域医療確保対策圏域会議を活用

(2) スケジュール

９月～	各圏域ごと等の検討（圏域会議等の開催）
12月	各圏域ごと等で、ネットワーク化について検討したものをとりまとめ

8　但馬圏域について

（１）昨年１０月から、但馬全体を急性期と慢性期の対応に分け、医師の集約化・重点化を図る新体制に移行